

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、これを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、その職務のため、理事会・監事会及び評議員会に出席、また、村外で開催される会議及び研修会等に出席・参加した場合には、別表1により費用、又は旅費として支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

1. 役員、評議員等の費用弁償の支給に関する規程（平成14年4月1日）は、平成29年3月31日で廃止する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条）

費用弁償の額

1. 費用弁償の支給方法は、旅費として日当及び交通費を合算したものとする。
2. 費用弁償は、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第4条の会議等に出席した場合に支給する。
3. 日当は、1回につき2,000円とする。
4. 交通費については、中央地区（美園・高台除く。）以外の役員及び評議員に、最寄りのバス停までのバス実費分として支給する。
5. その他村外で開催される会議及び研修会等に出席・参加した場合については、社会福祉法人占冠村社会福祉協議会職員の旅費に関する規程（平成13年2月14日）に準じ、旅費として支給するものとする。